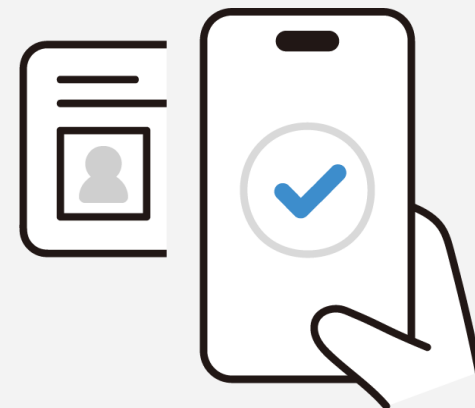


はじめての申請 (転入者等の申請書 (20L))

申請に必要なもの

- ☐ 発番通知メールの給付申請番号
- ☐ 振込口座が確認できる書類（画像データ）
例）通帳・キャッシュカード
- ☐ 支給対象者本人確認書類（表・裏）（画像データ）
例）運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
※マイナンバーカードの裏は添付しないでください
- ☐ 【代理申請の場合】（画像データ）
 - ・法定代理の場合→代理人の本人確認書類、代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）
 - ・法定代理以外の代理の場合→申請者と代理人の本人確認書類
- ☐ 【送付先変更希望の場合】（画像データ）
 - ・送付先が分かる書類 例）賃貸契約書、公共料金の通知書



■上記以外に必要な添付書類は次ページをご確認ください。

※以下A、B、C、Dのパターンに分かれますのでご自身が該当するパターンをご確認ください

- A** ・ 定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者であった
・ 令和6年6月3日以降に、令和6年度分個人住民税の税額変更がなかった

- ☐ 調整給付の確認書又は支給決定通知書 等のコピー
☐ 令和6年分所得税の確定申告書 又は 源泉徴収票のコピー

- B** ・ 定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者であった
・ 令和6年6月3日以降に、令和6年度分個人住民税の税額変更があった

- ☐ 調整給付の確認書 又は 支給決定通知書 等のコピー
☐ 令和6年度分個人住民税の税額変更通知書 又は 特別徴収税額変更通知書 等のコピー
☐ 令和6年分所得税の確定申告 又は 源泉徴収票のコピー

- C** ・ 定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者でなかった
・ 令和6年6月3日以降に、令和6年度分個人住民税の税額変更がなかった

- ☐ 令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額決定通知書 等のコピー
☐ 令和6年分所得税の確定申告書 又は 源泉徴収票のコピー

- D** ・ 定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者でなかった
・ 令和6年6月3日以降に、令和6年度分個人住民税の税額変更があった

- ☐ 令和6年度分個人住民税の変更通知書 又は 特別徴収税額変更通知書 等のコピー
☐ 令和6年分所得税の確定申告書又は源泉徴収票のコピー

1

発番通知メールからオンライン申請システムを開いてください



ホーム

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム

- はじめての申請
- 申請した内容の修正
- 添付した画像の削除
- 進捗状況の確認

【各種マニュアル】

- ・ はじめての申請（支給のお知らせ）
- ・ はじめての申請（確認書）
- ・ はじめての申請（転入者等の方申告書（20L））
- ・ はじめての申請（制度案内はがき（20P））
- ・ 申請した内容の修正
- ・ 添付した画像の削除
- ・ PDFファイルの対応

【メールアドレスの入力の注意事項】
お使いの携帯電話等で、「迷惑メール受信拒否」等を設定している場合は、
fkyufukin@fusokugaku.cityyokohama.lg.jp からメールを受信できるように設定してください。

【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】
横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター
0120-045-320
(9:00~19:00、土日祝日を除く)
FAX番号：0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】
横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター
0120-045-114
(9:00~19:00、土日祝日を除く)
FAX番号：0120-303-464

2

ホーム画面から **はじめての申請** を押してください

ホーム

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請システム

[はじめての申請](#)
[申請した内容の修正](#)
[添付した画像の削除](#)
[進捗状況の確認](#)

【各種マニュアル】

- ・ はじめての申請（支給のお知らせ）
- ・ はじめての申請（確認書）
- ・ はじめての申請（転入者等の方申告書（20L））
- ・ はじめての申請（制度案内はがき（20P））
 - ・ 申請した内容の修正
 - ・ 添付した画像の削除
 - ・ PDFファイルの対応

【メールアドレスの入力の注意事項】

お使いの携帯電話等で、「迷惑メール受信拒否」等を設定している場合は、
「kyufukin@fusokugaku.city.yokohama.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

0120-045-320

（9：00～19：00、土日祝日を除く）
FAX番号：0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター

0120-045-114

（9：00～19：00、土日祝日を除く）
FAX番号：0120-303-464

はじめての申請

3

給付情報の入力画面で、**給付申請番号**と**生年月日**を入力します
入力したら **次へ** を押してください

ホーム

給付情報の入力

*給付申請番号

- お手元にある本給付金に係る書類に記載されている給付申請番号を入力してください。
- 既に手続き中の場合は修正画面にログインする事はできません。
- 給付申請番号で使用可能な文字は半角英数となります。

入力例：12A456789012345

*生年月日

- 本給付対象者の生年月日を入力してください。

入力例：1970/01/01

次へ

給付申請番号
入力例：12A123456789000

生年月日
入力例：1970/01/01
またはカレンダーから選択



6月							2025
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
今日							

4

各種連絡を受信するためのメールアドレスを入力します
入力したら送信を押してください
入力したメールアドレス宛てにシステムからメールを送信します

ホーム

メールアドレスの入力

*メール

email.address.ooo@xxxx.co.jp

- 本給付申請における不備連絡などの各種連絡を受信するメールアドレスを入力してください。
- 送信ボタンを押すとメールが送信されます。入力の続きはメールの内容に従ってください。

前へ 送信



ホーム

メール送信完了

入力されたアドレスにメールを送信しました。
受信したメールの内容に従って申請を行ってください。

完了



※注意※

メールが届かなかった場合、入力したアドレスが誤っている可能性がありますので、テクニカルサポートセンターまでご連絡ください

5

受信したメールを開き、記載されているURLを押すと 申請情報入力画面が開きます



横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）受付センター
【横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）】新規申請のご案内について

宛先

申請者様

横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）オンライン申請をご利用いただき、ありがとうございます。

以下の申請におきまして申請した内容の修正に関する入力画面へのURLをご案内します。
下記【申請した内容の修正】のリンクをクリックし、画面の指示に従って申請を行ってください。
※リンクの有効期限は本メール送信時から2時間です。

【ご案内日】 2025年mm月dd日

【対象の申請】 横浜市定額減税補足給付金（不足額給付） 給付申請番号 20X999999998304

【申請した内容の修正】
以下のURL から申請した内容の修正を行う事ができます。

[https://cky](https://cky.....)

本メールは申請時にご入力いただいたメールアドレスへの自動配信です。
このメールへの返信はできませんのでご了承ください。
本メールに心当たりのない方はコールセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

【横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター】
電話番号：0120-045-320（9：00～19：00、土日祝日を除く）
FAX 番号：0120-303-464

URL

給付の情報

給付申請番号	20X999999998304
生年月日	1900年1月1日
メールアドレス	ueda.takeshi@ryobi.co.jp

※注意※

- 一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- 誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。
- 本給付金は、生活保護における収入として認定されません。受給した場合は収入申告書に記載し、各区生活支援課の担当ケースワーカーへ提出してください。

申請パターンの選択

申請パターンを確認し、該当する申請パターンを選択してください。

[申請パターンの選択を確認する](#)

* 申請パターン

--なし--

代理申請を行う場合

申請情報入力 (転入者等の申請書 (20L))

※注意※

- ・一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- ・誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。

6

画面にそって給付の情報を入力していきます

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

給付の情報

申請者の給付の情報が表示されます
内容に誤りがないか確認してください

給付申請番号 20X999999998304

生年月日 1900年1月1日

メールアドレス email.address.ooo@xxxx.co.jp

※注意※

- ・ 一時保存完了前に画面を閉じると入力内容が削除されます。また、添付した画像も翌日削除されます。
- ・ 誤ったファイルを登録した場合は、一時保存後にホーム画面の「添付した画像の削除」から誤ったファイルを削除した後に、再度、ホーム画面に戻り、「申請した内容の修正」から、正しいファイルを添付してください。
- ・ 本給付金は、生活保護における収入として認定されません。受給した場合は収入申告書に記載し、各区生活支援課の担当ケースワーカーへ提出してください。

申請パターンの選択

申請パターンを確認し、該当する申請パターンを選択してください。

申請パターンの選択を確認する

申請パターン

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

「申請パターンの選択を確認する」より、ご自身の申請パターンと必要な添付書類を確認し、プルダウンリストより選択してください

申請パターンの選択

申請パターンを確認し、該当する申請パターンを選択してください。

申請パターンの選択を確認する

* 申請パターン

--なし--

--なし--

A

B

C

D

※重要※

申請パターンはA、B、C、Dの4種類あります

申請パターンにより添付していただく書類が変わりますので、必ず「申請パターンの選択を確認する」よりご自身の申請パターンと必要書類を確認ください

ホーム

申請パターンの選択

以下A、B、C、Dの中から、ご自身が当てはまる申請パターンにチェックし、指定された添付書類を同封してください。

A ・定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者であった ・令和6年6月3日以降に、 ・令和6年度分個人住民税の税額変更がなかった	A 添付書類 ①調整給付の確認書 又は 支給決定通知書 等のコピー（※1） ②令和6年度分所得税の確定申告書 又は 源泉徴収票のコピー（※2） ③本人確認書類（支給対象者と代理人）のコピー（※3） ④振込口座が確認できる書類のコピー（※4）
B ・定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者であった ・令和6年6月3日以降に、 ・令和6年度分個人住民税の税額変更があった	B 添付書類 ①調整給付の確認書 又は 支給決定通知書 等のコピー（※1） ②令和6年度分個人住民税の税額変更通知書 又は 特別徴収税額変更通知書 等のコピー（※5） ③令和6年度分所得税の確定申告書 又は 源泉徴収票のコピー（※2） ④本人確認書類（支給対象者と代理人）のコピー（※3） ⑤振込口座が確認できる書類のコピー（※4）
C ・定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者でなかった ・令和6年6月3日以降に、 ・令和6年度分個人住民税の税額変更がなかった	C 添付書類 ①令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額決定通知書 等のコピー（※5） ②令和6年度分所得税の確定申告書 又は 源泉徴収票のコピー（※2） ③本人確認書類（支給対象者と代理人）のコピー（※3） ④振込口座が確認できる書類のコピー（※4）
D ・定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者でなかった ・令和6年6月3日以降に、 ・令和6年度分個人住民税の税額変更があった	D 添付書類 ①令和6年度分個人住民税の税額変更通知書 又は 特別徴収税額変更通知書 等のコピー（※5） ②令和6年度分所得税の確定申告書 又は 源泉徴収票のコピー（※2） ③本人確認書類（支給対象者と代理人）のコピー（※3） ④振込口座が確認できる書類のコピー（※4）

（※1）令和6年度に支給された調整給付の額がわかる書類をご用意ください（令和6年1月1日時点で横浜市在住の方は不要）
（※2）支給額算出に必要な令和6年度所得税額等や、令和6年度分所得税控除不足額等がわかる書類をご用意ください。
（※3）運転免許証（両面）、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード（両面）等のいずれか1点をご用意ください。
・法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類のコピー（発行から3か月以内）と代理人の本人確認書類のコピーが必要です。
・法定代理以外の代理の場合は、申請者と代理人両方の本人確認書類のコピーが必要です。
（※4）金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳（通帳の表紙をめくったページ等）又はキャッシュカードをご用意ください。
（※5）支給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税控除不足額等がわかる書類をご用意ください。（Cの場合は令和6年1月1日時点で横浜市在住の方は不要）

閉じる

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

代理申請を行う場合

☒ 代理申請情報の入力

・代理申請を行う場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

▼ チェックを入れると表示されます

*受給者 氏名（漢字）

は、次の者を代理人と認め、定額減税補足給付金（不足額給付）の申請・請求及び受給を委任します。

*代理人 氏名（漢字）

入力例：山田 一郎

*代理人 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ イチロウ

*代理人 生年月日

入力例：1970/01/01

代理人 住所

住所検索

代理人の方が申請する場合は、こちらのチェックボックスにチェック✓を入れてください

✓を入れると代理申請についての入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください

- 入力項目 -
- は必須
- 受給者 氏名（漢字）
- 代理人 氏名（漢字）
- 代理人 氏名（フリガナ）
- 代理人 生年月日
- 代理人 住所
- 代理人 電話番号

▼ 入力項目は下に続きます

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

振込口座情報の入力

- 原則、申請・請求者の口座とします。（代理申請を行う場合は代理人の口座も指定可能です。）
- 通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を入力しないでください。
- 給付金を受け取る金融機関の情報を入力してください。
- 金融機関の検索ボタンから金融機関名を検索して入力する事もできます。
- 金融機関一覧に存在しない場合はオンライン申請ではなく郵送で申請してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、店名（検索画面の支店名）・店番号・預金種目・口座番号「7桁」（通帳見開き下部記載）、口座名義人を記入してください。
- 定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- 海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。

金融機関一覧を検索

*金融機関コード

*支店コード

金融機関名：

〇〇銀行

銀行コード 支店コード

0001 - 000 - 0000000

直接入力、または「金融機関一覧を検索」より、振込口座の「金融機関コード」「支店コード」を検索して入力します

キーワードを入力して「検索」を押すと、関連する金融機関が一覧表示されます
選択する金融機関の「本店コード」を押すと入力枠に反映されます

①キーワード入力
例) UFJ

金融機関一覧を検索

②検索

金融機関名：	支店名：	支店コード：	検索
UFJ	横浜駅		

本店コード	支店コード	本店名	支店名
0005	251	三菱UFJ銀行	横浜駅前支店
0288	430	三菱UFJ信託銀行	横浜駅西口支店

③本店コード

2/2 前へ 1 次へ

閉じる

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

430

金融機関名：三菱UFJ信託銀行

*種目

--なし--

*口座番号

- 口座番号は7桁（左0詰め）で入力してください。入力例：0012345

*口座名義人カナ

- 半角のカタカナの30文字以下で入力してください。
- 姓と名の間に半角空白を入力してください。
- 入力できる文字は半角の数字、アルファベット、カナ、記号（（-（ハイフン）.（ピリオド））となります。
- 拗音（ヤ・ユ・ヨ）等は大文字でご入力ください。英字をご入力の場合も、大文字でご入力ください。

※必ず確認してください※

※通帳の表記に合わせてください。

（入力例）

ヤマダ タロウ

☐ 口座をお持ちでない方（口座をお持ちの方は口座受取です）。横浜市指定の方法で受給することに同意します。

- 本人限定受取の書留で支給します。受取は、ご本人による受取のみ可能です（本人確認書類が必要）。なお、口座振込と比べて、申請から支給まで相当の時間を要します。

【画像添付①】口座情報が確認できる書類

枠内を押すと選択肢が表示されますので、該当する方を選んでください

[1] 普通 [2] 当座

口座番号7桁を入力します

口座名義人を入力します
例：ヤマダ タロウ

〇〇銀行

口座番号

0001 - 000 - 0000000

例) ヤマダ タロウ → ヤマダ タロウ
リョウコ → リョウコ (ヨ→ヨ)
Liam → LIAM

振込用の銀行口座をお持ちでない方は、こちらの
チェックボックスに✓を入れてください

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】口座情報が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



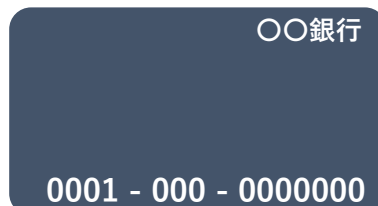
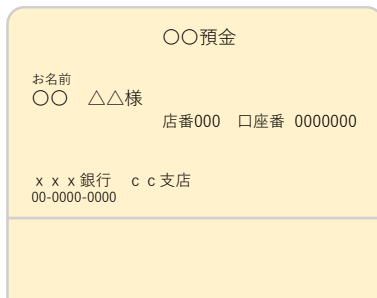
- 振込先金融機関口座が確認できる書類 例) 金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳のコピー又はキャッシュカードのコピー
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

振込先金融機関口座が確認できるものの画像ファイルをアップロードします
「**ファイルをアップロード**」をクリックし、写真のファイルを選択してください
ファイルドロップでも可能です

- 口座情報確認書類 -

例)通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）



6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

- 振込先金融機関口座が確認で
- 登録可能な画像ファイルは拡張子で変換します。

書類に書かれている各項目を確認し、該当する値を入力してください
「控除不足額計 (③)」、「令和7年の所要額 (④)」および「定額減税補足給付金 (不足額給付) 支給額」は自動計算されます

想定支給金額の入力

令和7年の所要額

* 令和6年分所得税分の控除不足額 (①) (円)

+

* 令和6年度分個人住民税所得割分の控除不足額 (②) (円)

=

控除不足額計 (③)
(①+②) (円)

自動計算した値

支給額

令和7年の所要額 (④) (③を1万円単位に切り上げ) (円)

自動計算した値

-

* 定額減税補足給付金 (調整給付) 支給額 (令和6年) (円)

=

定額減税補足給付金 (不足額給付) 支給額 (円)

自動計算した値

入力例 項

令和7年の所要額

* 令和6年分所得税分の控除不足額 (①) (円)

+

* 令和6年
(②) (円)

* 令和6年度分個人住民税所得割分の控除不足額 (②) (円)

= 不足額計 (③)
+ (②) (円)

= 15,000

支給額

令和7年の所要額 (④) (③を1万円単位に切り上げ) (円)

20,000

-

* 定額減税補足給付金 (調整給付) 支給額 (令和6年) (円)

= 定額減税補足給付金 (不足額給付) 支給額 (円)

= 10,000

- 値の確認方法 -

【令和6年分所得税分の控除不足額】

令和6年分の源泉徴収票

令和6年分の確定申告書の控え (第一表 ④④-④③ > 0 の場合)

例) ④④60,000-④③48,000=12,000 (記入: 12,000円)

【令和6年度分個人住民税所得割分の控除不足額】

令和6年度税額決定納税通知書

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

支給額

令和7年の所要額

「誓約・同意事項」のチェックボックスに✓を入れてください

円 =

誓約・同意事項

「誓約・同意事項」を必ずご確認のうえ、以下のチェックボックスにチェックを入れてください。

誓約・同意事項を確認する

☒ 同意する

送付先の変更を希望される場合

※注意※

誓約・同意事項を確認していない場合チェック✓は入れられません

送付先について変更を希望ですか？

送付先住所の変更を希望の場合はチェックボックスにチェックを入れてください

EMBER

ホーム

【誓約・同意事項】

○定額減税補足給付金（不足額給付）の支給対象者に該当します。

○下記の支給要件に該当する場合、これに従い横浜市において算定した支給額が支給されます。
横浜市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金（不足額給付）は支給されません。

【支給要件】

A+B-Cとなる納税義務者

※A+Bの合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。

A：所得税分の所要額（3万円）×減税対象人数（※1）-令和6年分所得税額

※1：納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

B：個人住民税所得割分の所要額（1万円）×減税対象人数（※2）-令和6年度分個人住民税所得割額

※2：納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

C：定額減税補足給付金（調整給付）の額

○給付金の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公等等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることを行います。

○審査に必要な関係書類を求められた場合、横浜市へ提出を行います。

○令和7年11月28日までに、申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。

○申請者の責めのいかなる理由も、振込不能等の事由によって令和8年1月30日までに支払が完了しない場合は、以降、本給付金は支給されないことに同意します。

○本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、本給付金を返還します。

○（申請パターンがC、Dに該当する方のみ）令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）は、対象外でした。

○（令和5年所得について未申告の方のみ）令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

閉じる

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

☐ 同意した

送付先の変更を希望する場合は、
こちらのチェックボックスに✓を入れてください

送付先の変更を希望される場合

※基準日2025/6/2以降に転居されていて郵便局へ転送サービスの届出をしていない場合

☒ 送付先について変更を希望ですか？

- 送付先住所の変更を希望の場合はチェックボックスにチェックを入れてください。

▼ チェックを入れると表示されます

横浜市長宛て

定額減税補足給付金（不足額給付）に係る書類送付先の住所変更をお願いします。

* 申請日

✓を入れると定額減税補足給付金（不足額給付）に係る書類送付先を入力
する項目が表示されますので、必要事項を入力してください

1. 給付金の受給者

* 受給者 氏名（漢字）

入力例：山田 太郎

* 受給者 氏名（フリガナ）

入力例：ヤマダ タロウ

* 受給者 生年月日

- 入力項目 - ■ は必須

■ 申請日

■ 給付金の受給者

氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、住民票の住所
送付先住所、電話番号

■ 送付先を変更する理由

▼ 入力項目は下に続きます



6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】本人確認書類（表面）

本人確認書類【表面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 運転免許証、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのみに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

【画像添付②】本人確認書類（裏面）

本人確認書類【裏面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- 運転免許証、在留カード 等の裏面
- 「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのみに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 本人確認書類 -

例)運転免許証、マイナンバーカード（表）、健康保険証、在留カード 等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※重要※

「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください

※代理申請の方のみ※
法定代理/法定代理以外

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】代理人の本人確認書類（表面）

代理人本人確認書類【表面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 代理人本人確認書類 表面 例) 運転免許証、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード 等
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理以外の代理の場合は申請者と代理人両方の本人確認書類が必要です。

【画像添付②】代理人の本人確認書類（裏面）

代理人本人確認書類【裏面】の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

- 代理人本人確認書類 裏面 例) 運転免許証、在留カード 等の裏面
- 「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理以外の代理の場合は申請者と代理人両方の本人確認書類が必要です。

- 確認書類 -

例) 運転免許証、マイナンバーカード（表）、健康保険証、在留カード 等

法定代理人の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）と代理人の本人確認書類が必要です

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

※重要※

「個人番号」が記載されているマイナンバーカードの裏面は添付しないでください

※代理申請の方のみ※

法定代理

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

※注意※

法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）と代理人の本人確認書類が必要です
法定代理以外の代理の場合は受給者本人と代理人本人の確認書類が必要です

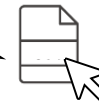
【画像添付③】 法定代理の場合に代理関係が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

法定代理の場合に代理関係が確認できる書類
の画像ファイルをアップロードします

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 法定代理の場合に代理関係が確認できる書類
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）
- 法定代理に場合は、代理関係が確認できる書類（発行から3か月以内）が必要です。

パスワードの入力

*パスワード

*パスワード（確認用の入力）

- 確認書類 -

代理関係が確認できる書類（発行から3カ月以内）

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです（拡張子→ファイル名.xxx）

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付③】 令和6年所得税額等が確認できる書類

令和6年所得税額等が確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



- 確認書類 -

申請者の令和6年度分源泉徴収票又は確定申告書の控え

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

- 令和6年分所得税の確定申告書又は源泉徴収票等のコピー
- ※支給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる書類をご用意ください。
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

【画像添付④】 令和6年度個人住民税額等が確認できる書類

申請パターンC

令和6年度個人住民税額等が確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

※注意※

令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方のみ

- 転入者の方（令和6年1月2日以降に横浜市に転入された方）
- 令和6年度個人住民税の納税通知書等のコピー
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 確認書類 -

令和6年度分個人住民税の納税通知書又は特別徴収税額決定通知書等のコピー

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

申請パターンA,B

【画像添付⑤】調整給付の受給状況が確認できる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ



調整給付の受給状況が確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

- ・ 申請パターン：A,Bの方（定額減税補足給付金（調整給付）の支給対象者であった方）は添付が必要です。
- ・ 調整給付の確認書又は支給決定通知等のコピー
- ・ ※令和6年度に支給された調整給付の額がわかる書類をご用意ください。（令和6年1月1日時点で横浜市在住の方は不要）
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限りです。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

【画像添付⑥】令和6年度分個人住民税の税額変更が確認できる書類

申請パターンB,D

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

↑ ファイルをアップロード

またはファイルをドロップ

令和6年度分個人住民税の税額変更が確認できる書類の画像ファイルをアップロードします

- ・ 申請パターン：B,Dの方（令和6年6月3日以降に令和6年度分個人住民税の税額変更が確認できる書類を提出した方）は添付が必要です。
- ・ 令和6年度個人住民税の税額変更通知書又は特別徴収税額変更通知書等のコピー
- ・ 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限りです。（拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。）

- 確認書類 -

調整給付の確認書 又は 支給決定通知書等のコピー

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

※送付先変更の場合のみ※

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

【画像添付①】送付先が分かる書類

過去にアップロード済みのファイル

アップロード済みファイルはありません。

📎 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ



- 送付先が分かる書類 例) 賃貸契約書、公共料金の通知書等
- 登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicのものに限ります。(拡張子がpng、jpeg、heic形式の画像についてはjpg形式に自動で変換します。)

パスワードの入力

*パスワード

*パスワード（確認用の入力）

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。パスワードを忘れた場合は、セキュリティ上お教えすることができませんので、別途書類での申請が必要となります。

送付先がわかる書類の画像ファイルをアップロードします

- 確認書類 -

例) 賃貸契約書、公共料金の通知書 等

登録可能な画像ファイルは拡張子がpng、jpg、jpeg、heicです

6

給付の情報

添付書類について

代理申請を行う場合

振込口座情報の入力

【添付】口座情報書類

想定支給金額の入力

誓約・同意事項

送付先の変更を希望される場合

【添付】各種確認書類

パスワードの入力

入力内容の確認

パスワードの入力

パスワードを作成します

条件：小文字・大文字アルファベット、数字をそれぞれ1つ以上使用した8～16桁

*パスワード

※重要※パスワードは申請内容の修正等を行うときに必要です

*パスワード（確認用の入力）

↓ 確認用（上と同じものを入力）

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。
- パスワードは小文字アルファベット、大文字アルファベット、数値をそれぞれ1つは使用し、8桁から16桁で設定してください。

入力例：aB123456

一時保存・新規申請の選択

*申請方法を選択してください

- ☐ 新規申請する
- ☐ 一時保存する

- 一時保存した場合はトップの「申請した内容の修正」から再度申請してください。

一時保存したデータを編集・申請する場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から行います

「新規申請する」または「一時保存する」から選択してください

- 申請に進む場合 → 新規申請する
- 修正がある、あとで申請する場合 → 一時保存する

オンライン申請システム

はじめての申請

申請した内容の修正

アップ済み画像の削除

進捗状況の確認

必要項目の入力が終わったら入力内容の確認を押してください

入力内容の確認

7

必須項目の入力・添付漏れ、入力内容に不備がある場合は その項目に遷移しますので、入力・修正してください

*** がついている項目は、必須入力です**

*** 金融機関コード**

*** 支店コード**

- 入力不備例 -

金融機関コードの桁数が4桁以内の半角数字で入力されていない
口座番号が7桁以内の半角数字で入力されていない
使用できない文字が含まれている
存在しない金融機関コード、支店コードが入力されている

入力漏れ

入力不備

振込口座情報の入力

- 原則、申請・請求者の口座とします。（代理申請を行う場合は代理人の口座も指定可能です。）
- 通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を入力しないでください。
- 給付金を受け取る金融機関の情報を入力してください。
- 金融機関の検索ボタンから金融機関名を検索して入力する事もできます。
- 金融機関一覧に存在しない場合はオンライン申請ではなく郵送で申請してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、店名（検索画面の支店名）・店番号・預金種目・口座番号「7桁」（通帳見開き下部記載）、口座名義人を記入してください。
- 定期預金と貯蓄預金の口座は、指定出来ませんので、ご注意ください。
- 海外にある金融機関は、振込が出来ない可能性がありますので、ご注意ください。

金融機関一覧を検索

*金融機関コード

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

*支店コード

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

金融機関名：

*種目

--なし--

選択肢を1つ選んでください。

*口座番号

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

- 口座番号は7桁（左0詰め）で入力してください。入力例：0012345

*口座名義人カナ

⊗

有効な入力をしてください。入力必須です。

⊗ 赤枠：入力漏れ・不備の項目

7

入力内容に問題がなければ、確認画面に移動します
内容に誤りがないことを確認したら、一時保存では「一時保存する」、
申請では「申請する」のボタンを押してください

入力内容の確認

給付の情報

給付申請番号 20W010101010309

生年月日 2000年5月15日

メールアドレス email.address.ooo@xxxx.co.jp

支給金額

振込口座情報の入力

金融機関コード 0005

支店コード 123

金融機関名 三菱UFJ銀行 横浜中山支店

種目 [1] 普通

口座番号 1234567

口座名義人カナ 3317

口座をお持ちでない いいえ

申請書類の添付

【画像添付①】口座情報が確認できる書類 通帳_振込先金融口座.jpg

【画像添付②】本人確認書類（表面） 免許証_本人確認書類表面.jpg

【画像添付③】本人確認書類（裏面）

パスワード

パスワード 入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「申請する」ボタンを押してください。

前へ 申請する

一時保存

- 一時保存中は未申請と同等の扱いとなります
- 修正や申請を行う場合はトップ画面の「申請した内容の修正」から行ってください

パスワード

パスワード

入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「一時保存する」ボタンを押してください。

※一時保存のため、内容については保存されますが、未申請と同等の扱いとなります。

正式な申請を行う場合や、修正を行う場合はトップの「申請した内容の修正」から再度申請してください。

前へ

一時保存する

申請

パスワード

パスワード

入力済み

- このパスワードは不備があった場合などに必要です。

入力内容をご確認の上、問題なければ「申請する」ボタンを押してください。

前へ

申請する

8

こちらの画面がでたら完了です

一時保存**申請**

ホーム

一時保存完了

オンライン申請をご利用いただき、誠にありがとうございました。

定額減税補足給付金（不足額給付）の申請を**一時保存しました。**

正式な申請を行う場合や内容を修正する場合はホーム画面の「申請した内容の修正」から再度お手続きをお願いいたします。

完了

ホーム

申請完了

オンライン申請をご利用いただき、誠にありがとうございました。

定額減税補足給付金（不足額給付）の申請を受け付けました。

完了**【本給付金の制度・書類の発行に関するお問合せ先】**

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

0120-045-320

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464

【オンライン申請の操作に関するお問合せ先】

横浜市 定額減税補足給付金（不足額給付）テクニカルサポートセンター

0120-045-114

（9：00～19：00、土日祝日を除く）

FAX番号：0120-303-464